

（補助資料）精神障害者保健福祉手帳をお持ちの皆さまへ【こころのケアガイドブック掲載の主な事業】

事業名	手帳の等級			その他要件、内容等	窓口等	こころの ケアガ イドブ ック対 応ペ ージ
	1 級	2 級	3 級			

○医療費に関すること

自立支援医療（精神通院）	○	○	○	・通院によって、精神障害の医療を受ける方が対象 ・医療保険適用後の自己負担が、原則医療費の1割となる （世帯の所得水準に応じ、負担上限月額を設定） ・精神障害者通院医療費補助制度の併用により、承認後の自己負担は無料	区福祉課（障害福祉係）	5
重度精神障害者通院医療費補助	○	-	-	・自立支援医療受給者証（精神通院）を所持している方 ・所得制限あり	区福祉課（障害福祉係）	11
重度精神障害者 介護保険利用負担助成	○	-	-	・上記「重度精神障害者通院医療費補助」の資格者証を受けている方 ・介護保険法において要介護又は要支援と認定された方（対象サービスの制限あり）	精神保健福祉課	12
後期高齢者医療の障害認定	○	○	-	・65歳以上75歳未満の方 ・認定されると従来の医療保険から後期高齢者医療保険に切り替え	区福祉課（高齢介護係）	6

○手当等に関すること

障害年金	国民年金は障害等級表の1級又は2級			・20歳以上の方 ・所得及び併給に制限あり ・基礎年金番号をご確認のうえ、事前に窓口へお問い合わせください	区保険年金課 管轄の年金事務所	7
特別児童扶養手当	所定の診断書 によって認定			・常時介護を必要とする20歳未満の児童を養育している方 ・所得及び併給に制限あり	区福祉課（障害福祉係）	8
特別障害者手当				・常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方 ・所得及び併給に制限あり	区福祉課（障害福祉係）	8
障害児福祉手当				・常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方 ・所得及び併給に制限あり	区福祉課（障害福祉係）	8
心身障害者扶養共済制度				・加入時に保護者が65歳未満の方 ・市民税非課税又は均等割のみの世帯等は掛金の減免制度あり	区福祉課（障害福祉係）	8
児童扶養手当 （父又は母が重度障害者の場合）				・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害の状態にある場合は20歳未満の児童）を監護等している方に支給 ・所得及び併給に制限あり	区福祉課（児童福祉係）	-
生活保護の障害者加算	○	○	-	・生活保護受給者で、障害年金1・2級の方又は手帳1・2級の方で、初診から1年6か月以上経過している場合、障害者加算の認定を受けられる場合あり	区生活課	12

○税金の控除等に関すること

所得税、市県民税・森林環境税、相続税の軽減	○	○	○	【所得税、市県民税・森林環境税】 ・特別障害者控除 1級 ・障害者控除 2、3級 ※詳しくは税務署、市税事務所へお問い合わせください 【相続税】 障害の程度や年齢に応じて減額	【所得税・相続税】 税務署 【市県民税】 市税事務所・税務室	12
自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免	○	-	-	・本人又は生計同一者名義の車 ・運送事業用の自動車を除く ・使用目的によっては減免の対象外となる場合あり ・事前に窓口にお問い合わせください	【自動車税】 西部県税事務所 自動車税係 ☎0570-017-707、207-3296 【自動車税・軽自動車税（環境性能割）】 西部県税事務所 観音庁舎 （中国運輸局広島運輸支局内） ☎232-7694	
軽自動車税（種別割）の減免	○	-	-		市税事務所・税務室	

○貸付に関すること

生活福祉資金貸付	○	○	○	・手帳所持者の世帯への福祉資金等の貸付 ※貸付には要件、審査あり	お住まいの区の 社会福祉協議会	13
生活一時金貸付	○	○	○	・手帳所持者の世帯などで生活に困っておられる方（生活保護受給世帯を除く） に生活に必要な資金の一時的な貸付 ※貸付には要件、審査あり	区福祉課（障害福祉係）	13

○交通運賃の割引に関すること

交通運賃の割引	○	○	○	・JR、バス、広島電鉄電車、アストラムライン等の運賃の割引 ・割引内容については、各交通事業者にお問い合わせください 【JRの割引について】 ・令和7年4月1日から開始 ・割引を受けるためには手帳に「第1種」「第2種」の記載が必要 ※「第1種」＝1級、「第2種」＝2級、3級 ・令和7年4月以前に発行された手帳の場合、区福祉課にてスタンプを押印 ・一人で利用する場合は、片道の営業キロが100km以上を超える場合に限る	各交通事業者	13、14
---------	---	---	---	--	--------	-------

事業の対象や手続に必要な持ち物など、詳しくは各窓口へお問い合わせください。

※事業の種類によっては、年齢や所得に制限がある場合や、手帳がなくても対象となる場合があります。

(補助資料) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの皆さまへ【こころのケアガイドブック掲載の主な事業】

事業	手帳の等級			その他要件、内容等	窓口	こころのケアガイドブック対応ページ
	1級	2級	3級			

○各種助成に関すること

障害者公共交通機関利用助成 (いきいき乗車券)	○	○	○	・年間6,000円相当の利用券等を助成 ・所得制限あり ※高齢者いきいき活動ポイントとの併用について ・65歳以上の方は、障害者公共交通機関利用助成と高齢者いきいき活動ポイント事業を併用可能 (重度障害者福祉タクシー利用助成の利用者を除く) ・ポイント事業への参加を希望した方にポイント手帳を送付 ・参加を希望する場合はポイント事業等コールセンター(082-512-0290)、高齢福祉課または 区福祉課(高齢介護係)へ ・併用する場合ポイント事業の奨励金の上限は4,000円	区福祉課(障害福祉係) 精神保健福祉課	15
重度障害者 福祉タクシー利用助成	○	-	-	・1枚500円、年間58枚を限度として乗車券を交付(料金を超えない範囲で複数枚使用可) ・新たに福祉タクシー乗車券交付対象になった方は該当月に応じて月割で乗車券を交付 ・所得制限あり ※障害者公共交通機関利用助成及び高齢者いきいき活動ポイント事業を選択した場合は対象外	区福祉課(障害福祉係) 精神保健福祉課	15
障害者自動車運転免許取得費 助成	○	○	○	・手帳所持中に運転免許を取得した方 ・1種準中型免許及び普通免許に限る ・市内に1年以上住所を有し、運転免許取得後1年以内に申請が必要 ・限度額あり	区福祉課(障害福祉係)	18
障害者住宅改造費補助	○	-	-	・事前審査となるため、必ず改造前の申請が必要 ・改造工事が必要と認められる場合、基準額の範囲内で補助 ・所得制限あり ※手帳の有無にかかわらず発達障害者のうち、聴覚過敏により防音工事が必要と認められる者も 対象	区福祉課(障害福祉係)	8

○減免に関すること

市営駐車場等利用料の減免	○	-	-	【対象施設】 ・市営駐車場、安佐動物公園、植物公園、森林公園、西部埋立第五公園、広島港棧橋、広島みなと公園、 宇品波止場公園等 ※施設により減免の内容が異なる	利用する駐車場	17
市営駐輪場利用料の減免	○	○	○	・一時利用は無料、登録利用料は半額	【一時利用】利用する駐輪場 【登録利用】利用する駐輪場 又は広島県ビルメンテナンス 協同組合 ☎242-7330	17
保育料・副食費の軽減	○	○	○	・市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯	保育園等が所在する区の 福祉課(児童福祉係)	18
水道料金等の減免	○	○	-	・障害基礎年金、障害年金1・2級、特別児童扶養手当の受給者がいる世帯も対象 ・1か月につき水道料金、下水道使用料の0～10㎡相当額 ・所得制限あり	水道局業務管理課 ☎511-6911 区福祉課(障害福祉係)	18
携帯電話基本使用料等の割引	○	○	○	・割引内容については、各携帯電話事業者へ	各携帯電話会社	19
映画鑑賞料金の割引	○	○	○	・県内の映画館を利用する場合、映画鑑賞料金の割引あり(重度障害者は介護者1名分を含む) ・映画の日(12月1日)は手帳所持者は無料招待(重度障害者は介護者1名も無料)	各映画館	19
NHK放送受信料の減免	○	○	○	【全額免除】 世帯構成員全員が市民税非課税であること 【半額免除】 世帯主が手帳1級を所持していること	区福祉課(障害福祉係)	20
公共施設の使用料の減免	○	○	○	手帳を提示することで、各施設の使用料が減免される(各施設により減免の内容が異なる)	各施設窓口	20

○その他受けられるサービス等

公営住宅の入居抽選時の優遇	○	○	-	・障害基礎年金又は障害厚生年金1・2級の受給者がいる世帯も対象 ・定期公募において、抽選時の持ち玉数の優遇措置	区建築課 県住宅課	18
図書郵送貸出	○	○	-	・市内に居住または通勤・通学をしており、図書館への来館が難しい方 ・事前登録が必要(返却時の郵送料は自己負担) ・1人10冊4週間まで	広島市中央図書館 事業課地域サービス係 ☎222-5542 (FAX:222-5545)	19
広島県思いやり駐車場利用証 の交付	○	-	-	・各施設の協力により「思いやり駐車場」として登録された駐車区画を必要とする人(制度対象者) に、県が発行する「利用証」を交付	県地域共生社会推進課 精神保健福祉課 区福祉課(障害福祉係)	19
大型ごみ排出支援 (あんしんサポート)事業	○	○	○	・ひとり暮らしで、大型ごみを所定の場所まで搬出することが困難な場合、自宅からの持ち出しを無料で支援 ・同居する家族がいる場合でも高齢者や障害者世帯で対象となる場合あり(収集運搬料金は必要) ・収集日の2週間前までに申し込み	大型ごみ受付センター ☎0570-082530 ☎544-5300 FAX:0570-082531 インターネット申込可	20
障害福祉サービス	手帳の有無を問わない			・以下の2種類 【介護給付】 居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)等 【訓練等給付】 就労継続支援(A型、B型)、共同生活援助(グループホーム)等 ・心身の状況や社会生活・居住の状況に関する評価を把握したうえで支給決定	区福祉課(障害福祉係)	23
相談支援				【計画相談支援】 障害福祉サービスや地域生活支援を利用するにあたり、サービス等利用支援計画(案)を作成し、サービス等 の利用状況の検証やサービス事業者等との連絡調整を行う 【地域相談支援】 ・地域移行支援 精神科病院や障害者支援施設等を退院・退所する障害者等に対し、地域移行支援計画の作成、相談による 不安解消、外出への同行支援、住宅確保、関係機関との調整等を行う ・地域定着支援 退院・退所後、単身で生活している障害者等に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う		24
地域生活支援事業				【広島市が実施するサービスの種類(一部)】 ・相談支援(障害者基幹相談支援センター・障害者相談支援事業所)、地域活動支援センター、 移動支援等		29

< 行 政 窓 口 >							
名 称	住所	TEL	FAX	名 称	住所	TEL	FAX
中区福祉課 (障害福祉係)	中区大手町四丁目1-1	504-2588	504-2175	安芸区福祉課 (障害福祉係)	安芸区船越南三丁目2-16	821-2816	821-2832
南区福祉課 (障害福祉係)	南区皆実町一丁目4-46	250-4132	254-9184	安佐南区福祉課 (障害福祉係)	安佐南区中須一丁目38-13	831-4946	870-2255
西区福祉課 (障害福祉係)	西区福島町二丁目24-1	294-6346	294-6311	安佐北区福祉課 (障害福祉係)	安佐北区可部三丁目19-22	819-0608	819-0602
東区福祉課 (障害福祉係)	東区東蟹屋町9-34	568-7734	568-7781	佐伯区福祉課 (障害福祉係)	佐伯区海老園一丁目4-5	943-9769	923-1611